

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第1号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年12月22日 04時00分ごろ	
発生場所	沖縄県うるま市津堅島 ^{つげん} 東方沖 津堅島灯台から真方位090° 23.2海里（M）付近 （概位 北緯26° 15.0′ 東経128° 22.0′）	
事故等調査の経過	平成24年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{かいきゅう} 海久丸、9.7トン ON2-1066（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 ^{かおる} 第一薫丸、7.3トン ON2-0816（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首ブルワーク割損、球状船首擦過傷 B 右舷側中央部外板割損、機関室濡損	
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、津堅島東方沖を速力約6ノットで西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同海域でシーアンカーを投入し、操業して漂泊中、平成23年12月22日04時00分ごろA船の船首とB船の右舷中央部とが衝突した。 船長Aは、操舵室の椅子に腰を掛けた状態で見張りを行っており、B船を約5M前方に確認し、レーダーの接近警報をセットしたが居眠りに陥り、B船に約2Mまで接近して警報音が鳴ったものの気付かなかった。 船長Bは、B船の航海灯及び回転灯を点灯させ、漁業に用いる集魚灯も点灯させて周囲からよく見える状況とし、まぐる漁業を行い、操舵室のGPS及び魚群探知機を見ており、衝突の直前までA船に気付かなかった。 船長Aは、衝突後に海上保安庁に通報し、船長Bを乗せて沖縄県南 ^{なんしゅう} 城市 ^{うみの} 海野漁港へ帰港した。 B船は、サルベージ船によって同港までえい航された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 5 海象：波高 約2.0m	
その他の事項	A船は、大東諸島付近でそでいか漁を行っていたが、本船の冷凍装置が故障し、急いで帰港する必要があったことから、船長Aは、本事故の前日はほとんど睡眠をとっていない状況であった。	
分析	乗組員等の関与	A あり、B あり
	船体・機関等の関与	A なし、B なし
	気象・海象の関与	A なし、B なし
	判明した事項の解析	A船は西進中、B船は操業して漂泊中、津堅島

	<p>東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船の存在を確認していたものの、居眠りに陥ったことから、A船がB船に向けて航行したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、GPS及び魚群探知機を見ることに意識を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船がB船に接近していることに衝突直前まで気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、津堅島東方沖において、A船が西進中、B船が漂泊中、船長Aが居眠りに陥り、また、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>